

盛岡市・玉山村合併協議会について

平成 17 年 2 月 28 日

企 画 部

盛岡市・玉山村合併協議会については、2月20日に第6回協議会を開催し、農業委員会委員の取扱い等について協議を行い、新市建設計画案を含む60項目の合併協定項目すべての協議が終了いたしましたので、その結果についてご説明するものです。

○ 第6回協議会について

(1) 報告事項

①新市建設計画に係るパブリックコメントの実施結果について

(2) 協議事項

①町名、字名の取扱いについて【修正協議】

②農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

③特別職の身分の取扱いについて

④電算システムの取扱いについて

⑤新市建設計画に係る県との事前協議の結果及び新市建設計画（案）の決定
について

⑥新市建設計画（案）に係る県知事との正式協議について

資料 1

合併協定項目の調整内容について

項目	調整前	調整後	調整額	調整率
1. 営業収入	100,000,000	100,000,000	0	100%
2. 営業費用	80,000,000	80,000,000	0	100%
3. 営業利益	20,000,000	20,000,000	0	100%
4. 経常利益	18,000,000	18,000,000	0	100%
5. 税引前利益	16,000,000	16,000,000	0	100%
6. 法人税	4,000,000	4,000,000	0	100%
7. 当期純利益	12,000,000	12,000,000	0	100%
8. 株主総会決議	12,000,000	12,000,000	0	100%
9. 配当金	6,000,000	6,000,000	0	100%
10. 剰余金	6,000,000	6,000,000	0	100%

本資料は、合併協定項目の調整内容について、各項目の調整前・調整後・調整額・調整率を示すものである。調整額は、調整前後の差額を示し、調整率は調整後の値を調整前の値で割ったものである。また、本資料には、株主総会決議、配当金、剰余金などの項目も含まれている。

合併協定項目総括表

No.	協定項目	第1回(11/29)		第2回(12/11)		第3回(12/21)		第4回(1/6)		第5回(1/20)		第6回(2/20)	
		協議	確認	協議	確認	協議	確認	協議	確認	協議	確認	協議	確認
基本的項目													
1	合併の方式	○	◎										
2	合併の期日	○	◎										
3	新市の名称							○	◎				
4	新市事務所の位置							○	◎				
5	財産及び債務の取扱い			○	◎								
合併特例法に定める項目													
6	議員の定数及び任期の取扱い									○	◎		
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い											○	◎
8	地方税の取扱い					○	◎						
9	一般職の職員の身分の取扱い							○	◎				
10	地域自治制度の取扱い									○	◎		
その他の項目													
11	特別職の身分の取扱い											○	◎
12	条例、規則等の取扱い			○	◎								
13	事務組織及び機構の取扱い									○	◎		
14	一部事務組合等の取扱い									○	◎		
15	使用料、手数料等の取扱い									○	◎		
16	公共的団体等の取扱い									○	◎		
17	補助金、交付金等の取扱い									○	◎		
18	町名、字名の取扱い							○	◎			○	◎
19	慣行の取扱い							○	◎				
20	国民健康保険事業の取扱い					○	◎						
21	介護保険事業の取扱い							○	◎				
22	消防団の取扱い									○	◎		
23	行政区の取扱い							○	◎				
24	電算システムの取扱い											○	◎
25	事務事業の取扱い												
	1 女性施策推進事業			○	◎								
	2 姉妹都市、国際交流事業			○	◎								
	3 地域情報化事業			○	◎								
	4 広報広聴事業							○	◎				
	5 納税関係事業					○	◎						
	6 消防防災関係事業							○	◎				
	7 交通対策事業					○	◎						
	8 窓口業務			○	◎								
	9 保健事業							○	◎				
	10 衛生事業									○	◎		
	11 障害者福祉事業							○	◎				
	12 高齢者福祉事業							○	◎				
	13 児童福祉事業							○	◎				
	14 保育事業							○	◎				
	15 生活保護事業			○	◎								
	16 その他福祉事業			○	◎								
	17 健康づくり事業							○	◎				
	18 ごみ・し尿処理事業							○	◎				
	19 環境対策事業							○	◎				
	20 農業関係事業							○	◎				
	21 畜産・林業関係事業							○	◎				
	22 商工観光関係事業							○	◎				
	23 勤労者、消費者関連事業			○	◎								
	24 都市整備事業					○	◎						
	25 上下水道事業					○	◎						
	26 市村立学校設置・学校給食事業							○	◎				
	27 学校教育事業							○	◎				
	28 文化・芸術振興事業					○	◎						
	29 コミュニティ施策									○	◎		
	30 社会教育事業					○	◎						
	31 定住化対策事業			○	◎								
	32 契約事務			○	◎								
	33 指定金融機関の調整等			○	◎								
	34 情報公開制度							○	◎				
	35 青少年健全育成事業			○	◎								
合併特例法に定める項目													
26	新市建設計画									○		○	◎

合併協定項目の調整内容について

1 合併の方式

合併の方式は、岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 18 年 1 月 10 日とする。

3 新市の名称

合併後の新市の名称は、盛岡市とする。

4 新市事務所の位置

- (1) 新市事務所の位置は、現盛岡市役所（盛岡市内丸 12 番 2 号）とする。
- (2) 玉山村の現庁舎は、総合支所の機能を有する施設として活用する。

5 財産及び債務の取扱い

- (1) 玉山村の財産及び債務は、すべて盛岡市に引き継ぐものとする。
- (2) 盛岡市に置かれている財産区は、現行どおりとする。

6 議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 玉山村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、盛岡市の議会の議員の任期である平成 19 年 5 月 1 日までは、引き続き盛岡市の議会の議員として在任（以下「在任特例期間」という。）する。
- (2) 合併後初めてその期日を告示される一般選挙から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 4 項の規定により盛岡市の議会の議員の定数は、42 人とする。
- (3) 在任特例期間における玉山村の議会の議員であった者の報酬については、月額 224,000 円とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 玉山村の農業委員会は、盛岡市の農業委員会に統合する。
- (2) 玉山村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、盛岡市の農業委員会の委員の任期である平成 20 年 7 月 19 日までは、引き続き盛岡市の農業委員会の選挙による委員として在任（以下「在任特例期間」という。）する。

- (3) 選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において協議し定める。
- (4) 在任特例期間における玉山村の農業委員会の委員であった者の報酬については、2市村の長が別に協議して定める。

8 地方税の取扱い

地方税については、2市村で取扱いが同じものについては現行どおりとし、差異のあるものは次のとおりとする。

- (1) 市村民税については、法人税割を合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、その後、盛岡市の例により統合する。普通徴収納期及び減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に、盛岡市の例により統合する。
- (2) 固定資産税の納期及び減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (3) 都市計画税は、玉山村については、合併年度及びこれに続く5年度は課税しないものとし、その後、盛岡市の例により再編する。
- (4) 軽自動車税については、納期及び減免規定は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。標識弁償金は、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (5) 鉦産税については、合併時に廃止する。
- (6) 入湯税については、減免規定は合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (7) 国民健康保険税については、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とし、この期間に段階的に税率を調整する。軽減措置については、盛岡市の課税割合の平準化を行い、合併時までに玉山村の適用割合に統一する。減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に、盛岡市の例により統合する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 玉山村の職員は、すべて盛岡市の職員として、引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、定員適正化計画を策定し、適切な定員管理に努めるものとする。
- (3) 職員の任免、給与その他身分の取扱い等については、公正に取り扱うものとし、その細目は2市村の長が、別に協議して定めるものとする。

10 地域自治制度の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定に基づき、地域自治区を設置する。

また、法第5条の5及び第5条の6に規定する地域自治区に関し必要な事項は、別紙「地域自治区の設置等に関する協議書」によるものとする。（別紙1）

11 特別職の身分の取扱い

玉山村の特別職の身分の取扱いについては、2市村の長が別に協議して定めるものとする。

12 条例、規則等の取扱い

玉山村の条例等は効力を失うため、盛岡市において次のとおり整備する。

- (1) 合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、条例等の改正・新設を行うものとする。
- (2) 玉山村の事務事業を引き継ぎ、あるいは廃止するための経過措置を設けるものとする。
- (3) 公の施設について、盛岡市の施設として設置するため、条例等の改正・新設を行うものとする。

13 事務組織及び機構の取扱い

1 新市の組織・機構については、次の事項に基づき整備する。

- (1) 住民サービスの低下を招かないよう十分配慮した組織・機構とする。
- (2) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。
- (3) 地方分権や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。
- (4) 簡素で効率的な組織・機構とするため、住民生活に直接影響を与えない管理部門及び事務事業の遂行上より効果的に進めることが可能と判断される部門については、合併時に統合するとともに、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮のうえ段階的に再編、見直しを図る。

2 玉山総合事務所の組織・機構については、次の事項に基づき整備する。

- (1) 住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策を推進する組織・機構とする。
- (2) 巻堀出張所、玉山出張所及び藪川出張所は、出張所として存続させる。

3 附属機関については、次の事項に基づき整備する。

- (1) 市村に置かれている附属機関等は、原則として統合する。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し、整備する。
- (2) 委員構成については、両市村の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

14 一部事務組合等の取扱い

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合、岩手県市町村総合事務組合及び岩手県自治会館管理組合については、玉山村は、合併の日の前日をもって脱退する。
- (2) 盛岡北部行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、玉山村分の介護保険事務については合併の日から平成17年度末までの間は当該組合へ委託し、し尿処理については合併の日から盛岡市として加入する。

- (3) 岩手・玉山環境組合については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日から盛岡市として加入する。
- (4) 盛岡地区衛生処理組合、紫波、稗貫衛生処理組合、盛岡・紫波地区環境施設組合、矢櫃山造林一部事務組合及び盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合については、現行どおりとする。

15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 税務証明手数料については、納税証明書及び課税（所得）証明書、資産証明書は、合併時に、証明書1枚ごと300円に再編する。固定資産課税台帳の閲覧手数料、納付証明書及び営業証明書は、合併時に、盛岡市の例により統合する。住宅用家屋証明書は、現行どおりとする。
- (2) 戸籍交付手数料については、現行どおりとする。
- (3) 住民票交付手数料、印鑑登録証交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料については、合併時に盛岡市の手数料に統一する。
- (4) 火葬場使用料、墓地使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料及び公営住宅使用料については、現行どおりとする。
- (5) 飲料水供給施設使用料については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に調整を図る。
- (6) 水道使用料及び水道加入金については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に、盛岡市の例により統合する。
- (7) 下水道使用料については、基本料金、超過従量料金及び上水道以外の認定汚水量は、合併時に盛岡市の例により統合する。ただし、大口需要者に対する経過措置を設ける。公衆浴場汚水及び臨時汚水は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (8) 農業集落排水使用料については、合併時に、盛岡市の例により統合する。
- (9) 汚水処理施設使用料については、合併時に、盛岡市の例により再編する。
- (10) 幼稚園の保育料及び入園料については、合併時は現行どおりとし、平成18年度から調整をして、平成20年度に盛岡市の制度に統合する。

16 公共的団体等の取扱い

- (1) 厚生社会事業団体の保健推進員協議会、食生活改善推進員団体連絡協議会については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。献血推進協議会は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。民生児童委員連絡協議会、社会福祉協議会及び日本赤十字社は、合併時に統合する。老人クラブ連合会は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する方向で各老人クラブ連合会と協議する。
- (2) 産業経済団体の農業協同組合、土地改良区、牧野組合、森林組合、工業団地組合及び財団法人については、現行どおりとする。観光協会及び商工会議所（商

工会)については、合併後に統合の方向で2団体で協議する。

- (3) 文化事業団体の青年団体協議会、女性団体協議会、PTA 連絡協議会及び体育協会については、合併時は現行どおりとし、合併後に統合するよう調整に努める。

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いは、別紙のとおりとする。(別紙2)

18 町名、字名の取扱い

- (1) 町、字の名称及び区域は、原則現行どおりとする。ただし、玉山村の「大字」の二字を削除して簡素化を図る。
- (2) 地域自治区の設置期間は、玉山村の住所の表示に地域自治区の名称「玉山区」を冠する。

19 慣行の取扱い

- (1) 市村章については、合併時に盛岡市の市章に統一する。
- (2) 花、木、鳥及び市村民歌については、合併時に盛岡市の制度に統一する。ただし、玉山村の花「すずらん」は、合併後においても観光情報の発信などに十分に活用する。
- (3) 市民憲章については、合併後に検討する。
- (4) 非核宣言、安全宣言については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。

20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 保険証の発行については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に年1回、8月更新に統一する。
- (2) 給付については、出産費は現行どおりとし、葬祭費は合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (3) 高額療養費貸付制度については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (4) 出産費貸付制度については、現行どおりとする。
- (5) 人間ドック助成については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

21 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険の審査認定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により統合する。
- (2) 保険料については、合併時は不均一賦課とし、合併翌年度に再編する。
- (3) 保険料の納期及び減免基準については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により統合する。

- (4) 保険料の督促手数料については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から玉山村の例により統合する。
- (5) 介護保険事業計画については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。
- (6) 介護保険運営協議会の委員については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。

22 消防団の取扱い

- (1) 組織については、定員は、合併時に両市村の定員の総和とする。分団数は、合併時に両市村の分団数の総和を基本としつつ、分団規模を適正化する。団長の任期及び定年制は、合併時に盛岡市の制度に合わせる。
- (2) 報酬等については、合併時に盛岡市の制度に合わせる。ただし、報酬については、合併年度は現行どおりとする。
- (3) 服制については、訓練服は、合併時に新仕様の服制に統一する。半天は、合併時に玉山村の制度に合わせる。
- (4) 分団等に対する補助金については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度に合わせる。
- (5) 行事大会等については、合併時に盛岡市の制度を基本として再編する。
- (6) 婦人防火クラブ、婦人消防協力隊については、現行どおりとする。

23 行政区の取扱い

- (1) 行政区数については、現行どおりとする。
- (2) 行政連絡員の委嘱内容及び報酬については、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編する。
- (3) 自治会連合会については、当面現行どおりとし、関係団体と一本化に向けて協議を進める。

24 電算システムの取扱い

電算システムについては、住民生活に影響が生じないように、次により統合する。

- (1) 基幹系システムについては、市内LANは、合併時に統合する。住民記録等システム、住民登録外管理システム及び税システムは、合併時に盛岡市のシステムに統合する。
- (2) 内部情報系システムについては、総合行政ネットワーク（LGWAN）は、合併時に統合する。財務会計、グループウェアシステムなどは、合併時に盛岡市のシステムに統合する。
- (3) 個別の業務システムについては、合併時に盛岡市のシステムに統合することを基本とする。

25 事務事業の取扱い

25-1 女性施策推進事業

- (1) 女性行動計画は、合併後1年を目途に盛岡市の例により再編する。
- (2) 盛岡市の女性センターについては、合併後、全地域を対象とする。

25-2 姉妹都市、国際交流事業

姉妹都市交流及び国際交流協会は、合併時に盛岡市の例により再編する。

25-3 地域情報化事業

- (1) テレビ難視聴解消事業は、現行どおりとする。
- (2) IT講習会は、現行どおり継続する。

25-4 広報広聴事業

- (1) 広報紙については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (2) 「声の広報もりおか」、「点字広報もりおか」及び「もりおか暮らしの便利帳」については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) ホームページについては、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (4) 住民意識調査等については、盛岡市の例により統合、再編する。
- (5) 地区懇談会については、盛岡市の例により統合する。ただし、玉山村のまちづくり懇談会については、4地区（玉山、薮川、渋民、巻堀）で開催する。
- (6) 「くらしの法律相談」については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (7) 議会広報紙については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (8) 「点字議会だより」及び「声の議会だより」については、合併時に盛岡市の例により再編する。

25-5 納税関係事業

- (1) 納税貯蓄組合については、補助金は、合併時に盛岡市の例により統合することとし、納税連絡員は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に制度を廃止する。
- (2) 納税貯蓄組合連合会については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合することとし、補助金は、県補助金の額及び連合会の事業内容に応じて交付する。
- (3) 口座振替については、合併時に2市村が指定している取扱金融機関すべてで取扱いが可能となるように指定する。申請方法、振替期日は、現行どおりとする。
- (4) 督促手数料については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により統合する。

25-6 消防防災関係事業

- (1) 消防体制及び消防施設については、現行どおりとする。ただし、消防車両の更新基準については、合併時に盛岡市の基準に統一する。
- (2) 災害警戒本部及び災害対策本部については、合併時に盛岡市の制度に統合する。
- (3) 防災無線については、合併時は現行どおりとし、合併後に整理統合する。
- (4) 防災訓練については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (5) 自主防災組織については、当面現行どおりとする。

25-7 交通対策事業

- (1) 総合交通に係る負担金、補助金については、現行どおりとする。
- (2) 審議会等については、合併時に盛岡市の例により統合・再編する。
- (3) 交通指導員については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (4) 交通安全協会、交通安全母の会等交通安全組織については、現行どおりとする。
- (5) 県民交通災害共済については、現行どおりとする。

25-8 窓口業務

- (1) 土曜日・日曜日の窓口業務については、現行どおりとする。
- (2) 玉山村への自動交付機の設置については、システムの統一後に検討する。
- (3) 窓口の開設時間延長は、合併時は現行どおりとし、システムの統一後に自動交付機の稼動状況を見て検討する。

25-9 保健事業

- (1) 医療費助成事業の乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、一人暮らし老人、母子家庭については、合併時に盛岡市の例により統合し、寡婦、身体障害者、老人については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (2) 母子保健事業の相談・教室については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。
- (3) 母子保健事業の乳児・幼児の健康診査及び成人健康診査については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。
- (4) 精神保健事業の精神障害者居宅生活支援事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (5) 在宅難病患者支援事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (6) 歯科保健事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。成人歯科健康診査は、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (7) 予防接種事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再

- 編する。幼児インフルエンザは、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (8) 在宅当番医制は、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に統合する。
 - (9) 患者輸送業務については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。

25-10 衛生事業

- (1) 火葬場・斎場については、現行どおりとする。
- (2) 飲料水供給施設については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に管理形態について調整を図るものとする。
- (3) 墓地については、現行どおりとする。
- (4) 狂犬病予防については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。

25-11 障害者福祉事業

- (1) 短期入所、ホームヘルプ、デイサービス事業については、同一制度なので現行どおりとする。
- (2) 福祉タクシー助成事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) 障害者計画については、合併時は現行どおりとし、平成19年度に再編する。
- (4) 身体障害者生活支援事業、手話通訳者設置事業及びリフト付バス運行事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (5) 障害者住宅整備資金貸付事業及び母子通園事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

25-12 高齢者福祉事業

- (1) 老人クラブ助成事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (2) 敬老事業の敬老会、長寿祝金については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。
- (3) 介護予防・生きがい活動支援通所事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度を基本として再編する。
- (4) 家族介護支援事業の在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (5) 在宅介護支援センター事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に基幹型在宅介護支援センターを統合する。
- (6) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の高齢者教養講座・健康生きがい講座については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合し、スポーツ振興事業については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (7) 高齢者住宅整備資金貸付事業については、合併時に盛岡市の例により再編す

る。

25-13 児童福祉事業

児童館・学童保育事業の運営については、現行どおりとするが、保育料については、合併後3年を目途に再編する。

25-14 保育事業

- (1) 保育料については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編する。
- (2) 障害児保育、乳児保育及び子育て支援センター事業については、現行どおりとする。

25-15 生活保護事業

- (1) 県が実施している玉山村の生活保護事業は、盛岡市に引き継ぐものとする。
- (2) 保護基準については、合併時に盛岡市の保護基準に統合する。

25-16 その他福祉事業

シルバー人材センター及び在日外国人福祉給付金支給事業については、合併時に盛岡市の例により再編する。

25-17 健康づくり事業

- (1) 健康づくり推進計画については、玉山村の計画の見直し時期に合わせ、平成19年度に再編する。
- (2) 健康づくり推進協議会活動事業、保健推進員協議会活動事業、食生活改善推進員養成事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。

25-18 ごみ・し尿処理事業

- (1) ごみの処理施設、分別及び収集については、現行どおりとする。
- (2) 生ごみ処理機購入補助については、玉山村域の補助は、実績等を勘案しながら5年を限度に継続する。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理施設及びし尿の収集体制は現行どおりとする。

25-19 環境対策事業

- (1) 公害対策の水質汚濁防止、騒音対策、大気汚染、悪臭対策及び土壌汚染については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により統合する。
- (2) 不法投棄対策については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により再編する。
- (3) 地球環境対策については、環境基本計画は、合併時に盛岡市の計画を適用す

る。地球温暖化防止実行計画は、合併時に盛岡市の計画に統一する。グリーン購入調達方針は、合併時に盛岡市の調達方針を適用する。環境マネジメントシステムは、合併後、玉山村の庁舎にも速やかに IES を導入する。新エネルギー導入促進は、合併時に盛岡市のビジョンを適用する。

- (4) 自然環境及び歴史的環境の保全制度については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により再編する。

25-20 農業関係事業

- (1) 農業振興対策協議会等については、農業振興対策協議会は、合併時に盛岡市の例により統合するものとし、農事連絡員、産業推進員は、合併翌年度に農政推進員に再編する。
- (2) 中山間地域等直接支払い制度については、現行どおりとする。
- (3) 米生産調整については、生産調整方法は現行どおりとし、産地対策交付金は、次期対策期間から制度の統一を図るものとする。
- (4) 農業制度資金利子補給事業については、国・県の基準により実施しているものは現行どおりとする。
- (5) 農業振興助成制度については、青果物価格安定対策は、現行どおりとする。水田営農特別対策は、合併時は現行どおりとし、平成 19 年度を目途に再編する。農業用廃プラスチック対策は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。りんごわい化栽培促進及び農作物病虫害防除については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。
- (6) 農業振興団体については、農業青年クラブ、農業改良推進協議会は、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (7) 農業経営改善支援センターについては、マネージャーは、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により再編する。
- (8) 土地改良事業負担金については、現行どおりとする。
- (9) 土地改良事業補助金については、土地改良施設維持管理適正化事業は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。
- (10) 土地改良施設維持管理については、施設管理補助金は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。営農飲雑用水施設及び農業用排水路の維持管理は、現行どおりとする。農道の維持管理は、合併時は現行どおりとし、合併後 5 年を目途に担当部署の見直しを行うものとする。
- (11) 農地等の災害復旧については、国庫補助災害は、合併時に受益者負担条例を玉山村の例により再編するものとする。

25-21 畜産・林業関係事業

- (1) 畜産振興団体に対する補助については、家畜導入事業補助、畜産共進会輸送費補助及び短角牛生産対策事業補助は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度

- に玉山村の例により再編し、その他の補助は現行どおりとする。
- (2) 市村営牧野の運営については、村営牧野運営委員会は、合併時に盛岡市の牧野を含めた委員会に再編する。放牧料は、合併時は現行どおりとし、平成 19 年度を目途に再編する。
 - (3) 内水面漁業については、現行どおりとする。
 - (4) 林業振興助成制度については、造林事業は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。作業道開設は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編する。森林整備交付金は、現行どおりとする。
 - (5) 分収林は、現行どおりとする。
 - (6) 森林林業振興団体補助は、合併時は現行どおりとし、平成 19 年度を目途に再編する。
 - (7) 市村有林の管理については、合併時は現行どおりとし、平成 19 年度を目途に再編する。

25-22 商工観光関係事業

- (1) 商工会議所、商工会への補助金については、盛岡市の例により予算要望内容を精査し、補助額を決定する。
- (2) TMO（中心市街地の活性化のための推進機関）に対する支援については、現行どおりとする。
- (3) 中小企業振興資金の融資については、資金の種類、限度額及び返済期間は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合する。保証料補給及び利子補給は、合併年度及びこれに続く 5 年度は現行どおりとし、その後、盛岡市の例により統合する。
- (4) 企業誘致奨励制度については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (5) 観光イベントについては、現行どおりとする。
- (6) 観光協会及び特産品開発については、合併時に統合する方向で、関係団体と協議する。
- (7) 玉山村の物産展については、「盛岡市の物産と観光展」と「盛岡市産業まつり」に統合する。
- (8) 広域観光団体に対する負担金については、合併時に一本化する。
- (9) 市村の観光施設については、現行どおりとする。

25-23 勤労者、消費者関連事業

- (1) 勤労者融資制度のうち生活安定資金については、合併時に盛岡市の例により統合することとし、教育資金、住宅資金及び育児休業生活資金については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (2) 消費者関連事業（消費生活相談、消費生活資金貸付）については、合併時に

盛岡市の例により統合する。

25-24 都市整備事業

- (1) 市町村道認定基準については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (2) 除雪については、現状を維持しながら地域事情を考慮し、合併後5年を目途に再編する。小型除雪機械等の貸出は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) 放置自転車対策については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (4) 都市計画については、区域区分による制限及び都市施設、市街地開発事業による制限は、同一制度なので現行どおりとする。地域地区等による制限及び宅地造成等工事規制区域は、合併後5年を目途に再編する。駐車場設置に係る制限は、合併時に盛岡市の例により再編する。制限に係る諸証明の手数料は、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (5) 開発行為等の許可及び建築確認については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (6) 公営住宅の入居資格及び入居者の選考については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (7) 都市景観の保全については、合併後5年を目途に盛岡市の要綱を基本とし、玉山村の特色も生かした新しい制度等に再編する。
- (8) 住環境の保全については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (9) 区画整理については、公共施行は同一制度なので現行どおりとする。組合・個人施行の事業認可事務は、合併時に盛岡市の例により統合することとし、補助制度は、合併後5年を目途に再編する。
- (10) 市街地再開発については、同一制度なので現行どおりとする。
- (11) 公園については、管理体制は合併後3年を目途に再編する。公園使用料及び公園の位置付けは、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (12) 緑化推進については、合併時に再編する。

25-25 上下水道事業

- (1) 上水道事業については、料金の徴収方法等は、合併時に盛岡市の例により統合する。ただし、コンビニエンスストアでの使用料の納入は、合併後5年を目途に盛岡市の例により再編する。補助・融資制度は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (2) 下水道事業については、料金徴収方法は、合併時に盛岡市の例により統合する。負担金・分担金の単価は、合併時は現行どおりとし、新たな認可地域については、合併後に検討する。融資斡旋利子補給は合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編する。
- (3) 農業集落排水事業については、合併時に盛岡市の例により統合、再編する。
- (4) 浄化槽の補助については、補助基準は現行どおりとし、補助額は合併時に盛

岡市の例により統合する。

25-26 市村立学校設置・学校給食事業

- (1) 村立の幼稚園、小学校及び中学校については、すべて盛岡市に引き継ぐものとする。
- (2) スクールバスについては、現行どおりとする。
- (3) 学校給食については、現行どおりとする。ただし、給食センター運営委員会の委員報酬は、合併時に盛岡市の例により統合する。

25-27 学校教育事業

- (1) 障害別特殊学級については、現行どおりとする。
- (2) 国際理解教育事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に盛岡市の例により統合する。
- (3) 就園奨励補助事業及び就学奨励補助事業については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の制度に統合する。
- (4) 私学援助事業については、現行どおりとする。
- (5) 教育相談事業については、合併時に盛岡市の例により統合する。
- (6) 教育研究所については、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (7) 情報教育推進事業（コンピュータ教室、校内 LAN）については、合併後に盛岡市の例により統合する。

25-28 文化・芸術振興事業

- (1) 芸術文化協会については、合併時は現行どおりとし、合併後、統合するよう調整に努める。
- (2) 芸術祭については、地域の創作発表の場を存続しながら、統合した芸術祭を開催する。
- (3) 郷土芸能保存団体については、合併時は現行どおりとし、合併後、再編の調整に努めることとする。また、補助金は、合併後3年を目途に盛岡市の例により統合する。
- (4) 指定文化財については、玉山村の指定文化財は、そのまま盛岡市に引き継ぐこととし、合併後の指定は、統一した基準で対応する。また、補助金は、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (5) 文化財保護審議委員会については、合併時に盛岡市の制度に統合する。

25-29 コミュニティ施策

- (1) 防犯隊、防犯協会及びコミュニティセンターについては、現行どおりとする。
- (2) 地域活動バスについては、合併時に盛岡市の例により再編する。
- (3) 防犯（街路）灯については、合併時は現行どおりとし、3年を目途に補助基

準を統一する。

25-30 社会教育事業

- (1) 社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及びスポーツ振興審議会委員については、合併時に盛岡市の制度に統合することとし、定数等は、合併時まで調整する。また、文化会館運営委員については、現行どおりとする。
- (2) 成人式については、合併時に盛岡市の制度に統合する。
- (3) 公民館講座については、現行どおりとするが、全域を対象とする事業及び受講料、講師謝金は平成19年度を目途に盛岡市の例により統合する。
- (4) 生涯学習推進体制については、合併時に盛岡市の例により統合することとし、推進計画は平成19年度を目途に見直すものとする。
- (5) 社会教育事業については、平成18年度を目途に盛岡市の例により統合する。
- (6) 中央公民館については、盛岡市の中央公民館を中央公民館とし、他の館は名称を変える。使用料は合併時に再編する。
- (7) 地区公民館については、現行どおりとし、使用料は合併時に再編する。
- (8) 図書館については、現行どおりとする。
- (9) スポーツ振興事業については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編する。
- (10) 社会体育施設については、合併時は現行どおりとし、減免基準は合併後5年を目途に盛岡市の基準に統合する。
- (11) 学校施設開放については、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に盛岡市の制度に統合する。
- (12) 体育協会については、合併時は現行どおりとし、合併後に統合するよう調整に努める。

25-31 定住化対策事業

Uターン希望者等に対する就業情報の提供等については、合併時に盛岡市の例により統合する。

25-32 契約事務

- (1) 入札保証金については、合併時に、盛岡市の例により統合する。
- (2) 随意契約の限度額については、市村が同一であり、現行どおりとする。
- (3) 契約保証金については、市村が同一であり、現行どおりとする。
- (4) 前金払については、合併時に、盛岡市の例により統合する。

25-33 指定金融機関の調整等

指定金融機関は株式会社岩手銀行とし、玉山村の指定金融機関である新岩手農業

協同組合は、合併時に、指定代理金融機関とする。

25-34 情報公開制度

- (1) 文書管理については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。財務会計システムについては、他の電算システムと合わせて統合の方法、時期等を調整する。
- (2) 情報公開条例については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。
- (3) 個人情報保護条例については、合併時に盛岡市の例を基本に統一する。

25-35 青少年健全育成事業

- (1) 青少年健全育成計画については、合併後1年を目途に盛岡市の例により再編する。
- (2) 少年センターについては、合併時に盛岡市の例により再編する。

26 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

(別紙1)

地域自治区の設置等に関する協議書

平成18年1月10日から岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5及び第5条の6の規定に基づき、地域自治区の設置その他必要な事項を次のとおり定めるものとする。

記

1 地域自治区の設置

法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の玉山村の区域であった区域に地域自治区を設置する。

2 地域自治区の名称

地域自治区の名称は、玉山区とする。

3 地域自治区の設置期間

地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

4 地域自治区の事務所

地域自治区の手事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
玉山村大字渋民字泉田 77 番地 1	玉山総合事務所	合併前の玉山村の区域

5 地域自治区の手事務所の長及び区長

(1) 地域自治区の手事務所に事務所長を置く。

(2) 地域自治区の設置から10年間は、前号の手事務所長に代えて、法第5条の6第1項の規定による特別職の区長を置く。

(3) 区長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 区長の権限

区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図り、担任する事務を処理するものとする。

7 地域協議会の委員

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第2項に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、地域自治区の区域内に住所を有する者で次に掲げるものの中から、市長が選任する。

ア 公共的団体が推薦する者

イ 知識経験を有する者

ウ その他市長が必要があると認めた者

(2) 委員は、15人以内とする。

(3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員は、再任を妨げない。

8 地域協議会の会長及び副会長

- (1) 地域協議会に会長及び副会長 1 人を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- (3) 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表し、地域協議会の会議の議長となる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 会長及び副会長の解任については、地域協議会で協議し、決定する。

9 地域協議会の所掌事項

地方自治法第 202 条の 7 第 2 項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次のとおりとする。

- ア 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
- イ 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めた事項

10 地域協議会の会議

- (1) 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (5) 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

11 庶務

地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

12 委任

この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

補助金, 交付金等調整一覧表

区分	盛岡市	玉山村	調整の方向
企画	生活路線維持費補助金	生活交道路線維持費補助金	現行どおり
	広域生活路線維持費補助金	広域生活路線運行費補助金	
	盛岡交通安全協会補助金	盛岡交通安全協会負担金	
	紫波交通安全協会補助金	玉山村交通安全防犯協会連合会補助金	
		交通安全母の会補助金	
	テレビ難視聴地域解消事業補助金	テレビ難視聴地域解消事業補助金	
財政	納税貯蓄組合補助金	納税貯蓄組合補助金	合併時に盛岡市の制度に統合
	納税貯蓄組合連合会補助金	納税貯蓄組合連合会補助金	県補助金の額及び連合会の事業内容に応じて補助
住民生活	盛岡市防犯協会補助金	玉山村交通安全防犯協会連合会補助金	現行どおり
	町内会等公衆街路灯電気料補助金		合併後3年を目途に再編
	街灯設置費補助金	街灯設置費補助金	
	盛岡市町内会連合会事業費補助金	玉山村自治会連絡協議会運営費補助金	
	コミュニティ活動費補助金		
		自治会運営費補助金	合併後可能なものから順次統合
環境衛生	公衆浴場設備改善事業補助金		現行どおり
	資源集団回収事業報奨金	資源集団回収事業報奨金	合併時に盛岡市の制度に統合
	ごみ減量資源再利用促進等事業費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	資源回収活動推進事業費補助金		合併翌年度に盛岡市の制度に再編
	ごみ集積場所等整備事業費補助金		
	きれいなまち推進協議会運営費補助金		
	ごみ減量資源再利用市民運動促進事業費補助金		
保健福祉	障害者作業所運営費補助金	障害者作業所運営費補助金	現行どおり
	献血推進協議会運営費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	盛岡市医師会附属看護学院運営費補助金		
	精神障害者福祉作業所運営費補助金		
	精神障害者地域生活援助運営事業費補助金		
	高齢者入浴事業補助金		
	病院群輪番制病院運営費補助金	病院群輪番制病院運営費負担金	合併翌年度に統合
	盛岡地区二次救急医療対策委員会運営費補助金	盛岡地区二次救急医療対策委員会運営費負担金	

区分	盛岡市	玉山村	調整の方向
(保健福祉)	病院群輪番制病院設備整備事業費補助金	病院群輪番制病院設備整備事業費負担金	合併翌年度に盛岡市の制度に統合
	小児救急輪番制病院運営費補助金	小児救急輪番制病院運営費負担金	
	保健推進員協議会運営費補助金	保健推進員協議会運営費補助金	
	食生活改善推進員連絡協議会補助金	食生活改善普及活動事業補助金	
	社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会運営費補助金	
	民生児童委員連絡協議会運営費補助金	民生児童委員連絡協議会運営費補助金	
	障害者住宅改造費補助金	障害者住宅改造費補助金	
	老人クラブ活動費補助金	老人クラブ補助金	
	高齢者等住宅改造費補助金	高齢者住宅改造費補助金	
	幼児インフルエンザ予防接種補助金		
	盛岡地区更生保護援護会運営費補助金	玉山村保護司会補助金	合併後2年を目途に再編 合併後3年を目途に再編 合併後3年を目途に盛岡市の制度に再編 合併後5年を目途に再編
	岩手県更生保護協会運営費補助金	岩手県更生保護協会補助金	
	高齢者等住宅改修支援事業費補助金		
	母親クラブ活動育成費補助金	母親クラブ活動育成費補助金	
	遺族会補助金	遺族会補助金	
	地区福祉推進会運営費補助金		
	盛岡市身体障害者協議会運営費補助金	玉山村身体障害者福祉協会補助金	
		知的障害者の親の会補助金	
	私立児童福祉施設運営費補助金	私立児童福祉施設運営費補助金	
産業振興 (農林)	中山間地域等直接支払制度	中山間地域等直接支払制度	現行どおり
	農業制度資金利子補給金	農業制度資金利子補給費補助金	
	いわて農業担い手支援総合対策事業費補助金	いわて農業担い手支援総合対策事業費補助金	
		畜産環境保全推進事業補助金	
		村営牧野放牧牛互助会補助金	
	肉用牛改良増殖事業補助金	玉山村畜産振興推進事業補助金	
		黒毛和種地域内保留対策事業補助金	
	種雄牛管理事業費補助金	種雄牛馬管理事業補助金	
		畜産振興総合対策事業補助金	
	中山間地域支援事業費補助金	中山間地域支援事業費補助金	
	基幹水利施設管理事業費補助金	基幹水利施設管理事業「岩洞地区」補助金	
	飯岡第一地区ほ場整備事業補助金		
	太田西部地区土地改良総合整備事業補助金		
	団体営土地改良総合整備事業償還補助金		

区分	盛岡市	玉山村	調整の方向
(産業振興) (農林)	国営かんがい排水事業盛岡南部地区補助金		
	森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	
	農業改良推進協議会補助金	農業振興協議会補助金	合併時に盛岡市の制度に統合
	農作物有害鳥獣対策事業費補助金	有害鳥獣駆除補助金	合併翌年度に再編
	農業用廃プラスチック対策事業費補助金	農業用廃プラスチック適正処理事業補助金	合併翌年度に盛岡市の制度に統合
	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	
	森林適正管理事業費補助金	森林環境保全整備事業補助金	
	りんごわい化栽培促進事業費補助金		合併翌年度に盛岡市の制度に再編
	農業用排水路等整備事業補助金		
	間伐等作業道開設等促進事業費補助金		
		農産物生産振興対策事業費補助金	合併翌年度に玉山村の制度に再編
	農業青年クラブ補助金	農業青年クラブ補助金	
		家畜導入事業補助金	
		畜産共進会輸送費補助金	
		短角牛生産対策事業補助金	
	水田営農特別対策事業費補助金 (緑化推進委員会盛岡支部で事業実施)	水田農業構造改革支援事業費補助金	合併後2年を目途に再編
	産地づくり対策交付金	産地づくり対策交付金	次期対策期間から制度を統合
認定農業者協議会運営費補助金	認定農業者協議会補助金	合併後に組織を統合	
	小規模土地改良かんがい排水事業補助金	合併後に廃止	
産業振興 (商工)	TMO運営事業費補助金		現行どおり
	盛岡市シルバー人材センター補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	盛岡商工会議所補助金	玉山村商工会補助金	盛岡市の例により、予算要望内容を精査し、補助金額を決定
	都南商工会補助金		
	盛岡観光コンベンション協会運営費補助金	玉山村観光協会運営費補助金	
	つなぎ温泉観光協会運営費補助金		
都市整備	市道路線認定促進事業費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	市道路線認定事務費補助金		
	狭あい市道整備促進事業費補助金		
	私道等整備事業費補助金		
上下水道	浄化槽設置補助金	浄化槽設置補助金	合併時に盛岡市の制度に統合
	水道私設配水管等設置費補助金		合併時に盛岡市の制度に再編
	水道受水施設改造費補助金		

